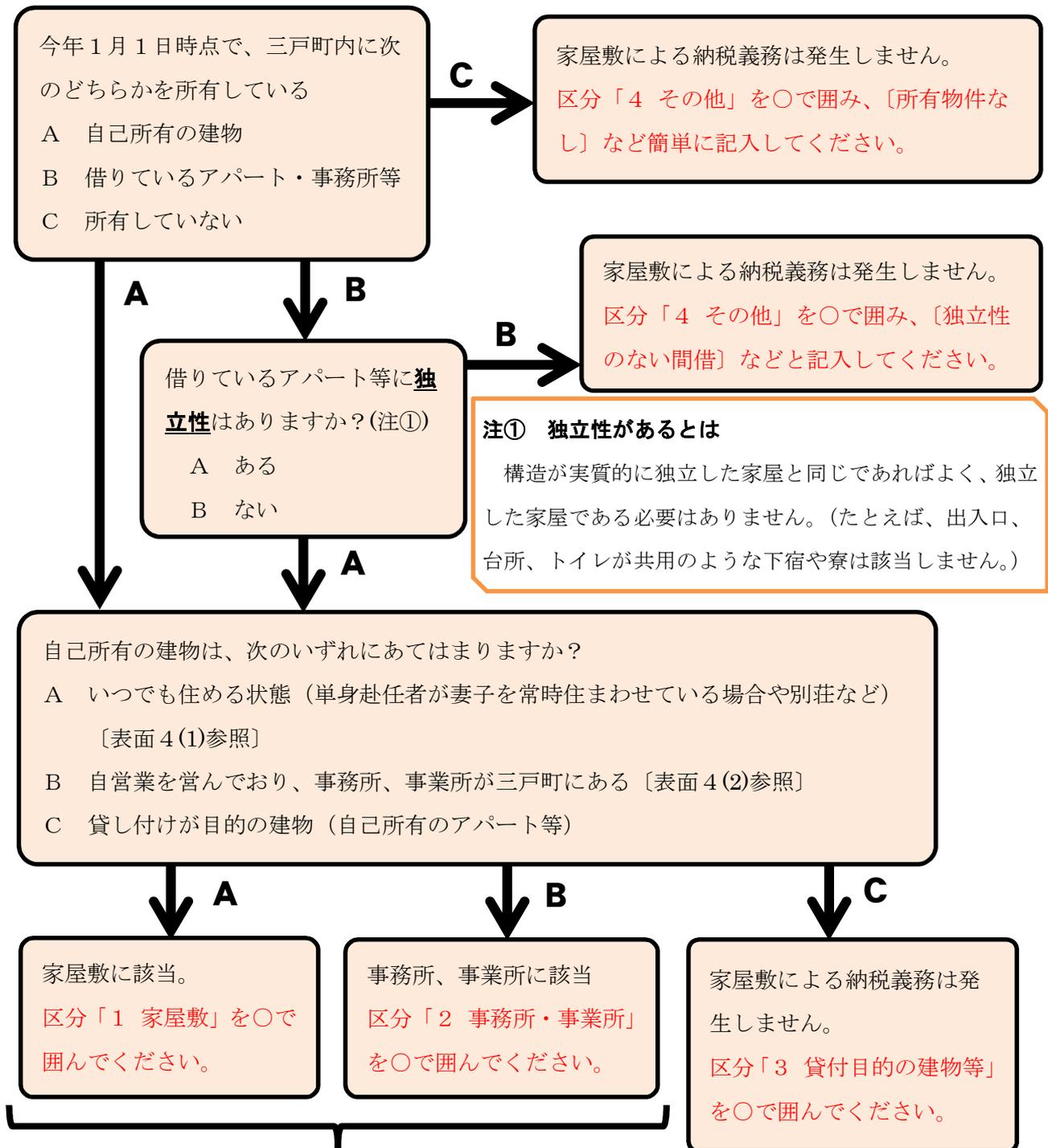


# 家屋敷・事業所課税区分フローチャート

区分欄のどれに該当するか、フローチャートにそって進んでください。



## ◆家屋敷（A）、事務所・事業所（B）に該当した方

三戸町内で家屋敷、事務所・事業所に該当する建物を所有されている方で、前年中の合計所得金額が一定額を超えている場合（注②）は、三戸町から町・県民税の均等割 5,000 円が課税され（固定資産税とは別です。）、後日、納税通知書が送付されます。

### 注② 合計所得金額がいくらから課税になるか（三戸町の場合）

- ・扶養親族0人 … 前年の合計所得金額が28万円を超えた場合。
- ・扶養親族あり …  $28\text{万円} \times (\text{本人と扶養親族の合計人数}) + 16\text{万}8\text{千円}$ の算式で求めた額を超える場合。